

## 資産運用に関する規制動向

TOPICS  
01

### 金融庁「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」 (令和7年度第3回) 議事録公表

- 2026年5月22日、コーポレートガバナンス・コード改訂に関する有識者会議（2026年4月3日開催）の議事録が公表された。
- コーポレートガバナンス・コードの改訂案について、パブリックコメント前の最終討議が行われた。本コード改訂案では、成長投資等の経営資源の適切な配分をはじめとして、企業が中長期的な価値向上に向けた本質的な取組みに注力できるよう後押しする観点から、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の対象となる原則の内容を抽象的かつ概念的なものに限定し、各原則の実効的な実施を支援するための具体的な内容や趣旨・背景を記載した「解釈指針」が新設されている。

TOPICS  
02

### SEC（米国証券取引委員会）、気候関連開示規則の撤回を提案

- 2026年5月29日、SECは、登録届出書および年次報告書において、企業に特定の気候関連情報の開示を求める規則の撤回を提案した。官報掲載後に60日間の意見公募を行う。
- SECのアトキンス委員長は、「SECの開示義務は、SECの法定権限の範囲内にとどまるべきであり、最重要指針として重要性（マテリアリティ）を基準とし、企業行動を事実上指図するような効果を避け、かつ想定される便益が見込まれる費用や負担を正当化する場合にのみ課されるべきだ」と説明した。

TOPICS  
03

### 日本成長戦略会議、「スタートアップ総力創出パッケージ」を公表

- 2026年5月20日、日本成長戦略会議のスタートアップ政策推進分科会は、スタートアップ総力創出パッケージを取りまとめた。2022年11月に策定した「スタートアップ育成5か年計画」強化のため、「スタートアップのスケールアップ」、「ディープテック・スタートアップの支援」、「地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成」の3本柱を通じて「5か年計画」の強化に取り組む。
- 資産運用に関連する内容としては、「スタートアップのスケールアップ」における資金供給拡大に向けた規制改革・環境整備として、「⑤ベンチャー投資法人の活用に向けた東証の制度改正による、NISAを含めた個人投資家からの資金流入の拡大など、クロスオーバー投資の促進」等が挙げられている。

(出所) 「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」(令和7年度第3回) 議事録：金融庁 (<https://www.fsa.go.jp/>)、  
「SEC.gov | SEC Proposes Rescission of Climate-Related Disclosure Rules」(<https://www.sec.gov/>)、  
「startup\_package.pdf」(<https://www.cas.go.jp/>)

# 野村アセットマネジメントからのお知らせ

## ■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

## ■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

## ■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2026年6月現在

|   |   |
|---|---|
| <b>ご購入時手数料</b><br>《上限 3.85%（税込み）》       | 投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。  |
| <b>運用管理費用（信託報酬）</b><br>《上限 2.222%（税込み）》 | 投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。<br>* 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。<br>* ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。 |
| <b>信託財産留保額</b><br>《上限 0.5%》             | 投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。  |
| <b>その他の費用</b>                           | 上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。   |

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商号：野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第373号

加入協会：一般社団法人資産運用業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会